令和８年（フ）第５０３２号
大阪市平野区長吉六反３丁目８番15―402号
債務者　寺田佐由里
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３８号
大阪府枚方市船橋本町２丁目16番地（410）
債務者　大西　史朗
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０４３号
大阪府枚方市出口３丁目20番１―303号
債務者　日髙　恵美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５７号
大阪市福島区鷺洲２丁目３番23号
債務者　中澤　泰博
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１６号
大阪府豊中市走井１丁目８番10号　102号
債務者　佐々木愛美（旧姓松本）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１７号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号　救護施設　千里寮
債務者　松村　　耕
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４０号
佐賀市長瀬町10番37号　ハイグレード日新102号
債務者　石井　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６２号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1049番地３
債務者　松尾　文子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６５号
長崎県長崎市布巻町165番地１　三和中央病院
債務者　森口　辰也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７１号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷3645番地　第二明月荘304号
債務者　中道　里穂
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４９４号
大分市大道町３丁目４番36―402号　パークサイドおおみち通り
債務者　由井絵理子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９号
岩手県奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢672番地下苗代沢住宅　１―17号
債務者　吉田真由美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第８２３号
仙台市青葉区愛子東５丁目14番６号　ルピナスＫ101
債務者　遠藤　涼平
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９２５号
仙台市宮城野区福室６丁目17番13号　グランコートＡ201、従前の住所仙台市宮城野区燕沢東３丁目13番16号　コーポコーワ３
債務者　五十嵐天翔
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１００５号
仙台市青葉区南吉成３丁目１番地の31　サニーライフ仙台青葉
債務者　安齋　千代
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３３号
秋田県由利本荘市西沢字上屋敷24番地、前住所秋田県由利本荘市西沢字上屋敷24番地、奈良県奈良市青山三丁目１番地　７―403号、秋田県由利本荘市矢島町川辺字杉沢76番地３
債務者　伊藤　夕子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第３３５号
茨城県小美玉市山野1655番地27　フォンテーヌコーポ２―２
債務者　粕尾　ふじ（旧姓皆藤）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所